

エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務 公募型プロポーザルに係る仕様書

I. 業務名

エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務

II. 目的

近年、地球温暖化の進行により様々な気候変動の影響が生じており、今後、豪雨や猛暑などのリスクが更に高まることが予測されている。2018年10月に公表された「IPCC1.5℃特別報告書」では、パリ協定の目的である産業革命以降の世界の平均気温の上昇を1.5℃未満に抑える必要性が指摘され、このためには2050年頃までに温室効果ガスの排出量を「実質ゼロ（カーボンニュートラル）」にする必要がある。

しかし、2023年3月に公表された第6次統合報告書では、各国の温暖化対策の遅れに危機感を示しており、先進国にはカーボンニュートラルの目標を前倒しし、2040年までの実現が求められている。

本県においては、2020年12月に2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2022年3月にその具体的な道筋を示すものとして「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定（2023年3月にver.2を策定）し、このアクションプランに基づき、中期目標である「2030年度の温室効果ガス排出量の47%以上削減（2013年度比）」に向けて県民・事業者・行政等が一丸となったオール高知での取組を進めていくこととしている。

今後、アフターコロナでの経済回復に伴う排出量の増加が懸念されるため、目標達成に向けては、産業部門及び業務その他部門における脱炭素に向けた一層の取組が必要であり、まずは事業者が省エネ化や再生可能エネルギーの導入といった脱炭素化の取組を進めて行くための始めの第一歩として「使用エネルギーの現状把握」が重要となる。

しかし、当該が今年度実施した「脱炭素社会推進アクションプランアンケート調査委託業務」における事業者向けアンケート結果によると、「カーボンニュートラルに対する社内の意識の醸成が不十分」、「どういう取組をすればカーボンニュートラルに寄与するのかわからない」という意見が多数を占めている。

このため、事業者の使用エネルギー等の現状把握（「見える化」）を支援するとともに、削減に向けて具体的な提案を行うことで省エネルギー行動や再生可能エネルギー導入、カーボン・クレジットの活用等の脱炭素化に向けた取組が実践されるように促すことを目的とする。

III. 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

IV. 業務内容

(1) エネルギー使用状況及び温室効果ガス排出量の見える化及び助言等

県内に本社または事業所を置く法人（以下「事業者」という）50件程度に対して、以下の業務を行うこと。

① エネルギー使用状況及び温室効果ガス排出量の見える化

事業活動に伴う月ごとの電気・ガス等のエネルギーの使用状況を簡易な方法で数値化するとともに、エネルギー種別に応じた温室効果ガス排出量を数値化し、事業者が把握しやすい方法で整理すること。

② 温室効果ガス排出量の削減に向けた提案

①の事業者のエネルギー使用状況を踏まえて、業務の改善や設備投資などの温室効果ガス排出量削減につながる取組を当該事業者へ提案すること。

③ 定期報告

①及び②をとりまとめて、県へ定期的に報告すること。

④ データの蓄積・引継

本事業終了後に事業者が自らサービスを継続して利用しようとする場合に①のデータを引き継ぐこと。

⑤ 事業者の状況把握

委託期間中の事業者に対する支援状況を県が把握できるようにすること。

⑥ 脱炭素経営に関する事業者支援策（案）の作成

本事業の終了後においても、県が事業者の脱炭素経営を支援していくために活用できるよう、他自治体の支援事例調査、(1)①及び②の事業者の温室効果ガス排出量削減の実例を基にした分析や支援策（案）作成等を行い、(1)③及び(2)に盛り込むこと。

- ⑦ チラシによる普及啓発
本事業を事業者に周知し、利用を促すためのチラシのデザインを作成すること。
- ⑧ ①～⑦に掲げた項目のほか、本事業の効果向上に資する取組として提案する業務がある場合は、県と協議の上実施すること。

(2) 委託業務報告書の提出

(1) の支援内容をとりまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

V. 実施スケジュール等及び成果物等

(1) 実施スケジュール等

当該委託業務の実施にあたっては、無理のないスケジュールを設定し、効果的な実施体制を構築すること。

なお、設定するスケジュール、実施体制は、実現可能な範囲内で最大の効用が得られるものであることとし、事業の進捗度や県の指示に応じて、柔軟に対応するものであること。

(2) 成果物及び提出時期

成果物名	内容	成果物の規格及び提出部数	提出期限
委託業務計画書	当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載	・日本工業規格A4判 2部 ・上記データを格納した電子媒体 2部	委託業務開始から10日以内
定期報告書	IVの(1)①及び②の取りまとめ	・電子媒体	定例打ち合わせを実施 詳細は県と協議のうえ決定
委託業務報告書	本事業の実施内容及び検証結果を記載	・日本工業規格A4判 2部 (フラットファイル等へ編纂し、提出すること。カラー両面印刷に対応する電子データとし、支援の内容が分かる画像等も貼付すること。) ・上記データを格納した電子媒体 2部	令和7年3月14日(金)
広報媒体等の成果物	同左	・チラシ等印刷物 ・PDFファイル等の電子データ	作成又は掲載後、速やかに提出

VI. 提供データ

広報関係の作成物等の素材について、県が提供可能なものについては提供する。

VII. 経費負担

委託料のほか、当該委託業務を実施するに当たって必要となる経費は受託者が負担する。

VIII. その他留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、相手方の希望を勘案し、客観的かつ公平な観点から効果的な取組ができるような情報提供等を行うこと。
- (3) 情報提供等を適切に行うことができるよう、最新の情報の収集等に努めること。
- (4) 受託者は、県と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。
- (5) 業務の実施にあたっては、県と十分な意見交換を行うこと。また、仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難い事由が生じたとき、或いは仕様書に定めのない事項については、県と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (6) 成果物については、原則として県の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、県自らが複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、または県の委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 受託者は、本事業の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、県に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (9) 県が上記(8)で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (10) 県が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項または第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (11) 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、または当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- (12) 当該委託業務を通じて取得した個人情報については、県の保有する個人情報として「高知県個人情報保護条例」の適用を受ける。
- (13) 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (14) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。